

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道に排除する下水の水質基準を改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市下水道条例の一部を改正する条例

青梅市下水道条例（昭和 48 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項に後段として次のように加える。

この場合において、東京都の区域内（以下「都内」という。）の他の営業所において兼任することを妨げない。

第 5 条の 3 第 1 項第 1 号中「東京都の区域内」を「都内」に改め、同項第 2 号中「専任の」および「1 人以上」を削る。

第 5 条の 7 第 2 項第 2 号中「東京都の区域内」を「都内」に改める。

別表第 4 の 5 の項中「0.5 ミリグラム」を「0.2 ミリグラム」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。